

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

食費などの物価高騰に直面し、影響を受けた子育て世帯に対し支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

ひとり親世帯分

▶支給対象 次のいずれかに該当する方

- ①3月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ②公的年金などを受給していることにより、3月分の児童扶養手当の支給を受けていないひとり親の方
※令和4年度所得が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回るものに限る。

- ③3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年1月以降の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がっているひとり親(申請時点)の方

※上記②、③に該当する方は、申請が必要となります。必要書類や支給方法などは、市ホームページをご覧ください。



ひとり親世帯以外の子育て世帯分

▶支給対象

次のいずれかに該当する方

- ①令和4年度に実施した「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)」を受給した方
- ②平成17年4月2日から令和6年2月29日まで間に出生した児童のうち、令和5年1月以降に食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当収入となった方

※上記②に該当する方は、申請が必要となります。必要書類や支給方法などは、市ホームページをご覧ください。



いずれも

- ▶支給額 児童1人当たり5万円
- ▶申請・問い合わせ 令和6年2月29日(木)までに子ども未来課手当・給付グループ(内線262・292)

令和5年度埼玉県介護支援専門員実務研修受講試験の案内を配布します

- ▶配布期間 6月30日(金)まで
- ▶配布場所 高齢者福祉課および行田市社会福祉協議会など
- ▶問い合わせ 埼玉県社会福祉協議会ケアマネジャー業務課 ☎048-824-3111 (試験専用)

市外に通学する中学生の給食費相当額を助成します

市では、令和4年度に引き続き令和5年度も、市外に通学する中学生の給食費相当額を助成します。

- ▶申請期限 令和6年3月1日(金)まで
- ▶必要書類 申請書、各学校での証明など
- ▶その他 詳細は、市ホームページをご確認ください。
- ▶問い合わせ 学校給食センター ☎553-1114

子ども未来審議会の委員を募集します

市では、行田市子ども・子育て会議と行田市児童福祉審議会の機能を備えた審議会として「行田市子ども未来審議会」を設置しています。本審議会は、市民の皆さんや子ども・子育てに関係する機関の皆さんが委員として出席し、児童の福祉や子ども・子育て支援に関して調査・審議をするとともに、意見を聞くことを目的に開催するものです。

このたび、本審議会の委員を募集します。

- ▶応募資格 次の全てに該当する方
 - ・市内在住の満20歳以上の方で、平日の昼間に開催する会議に出席できる方
 - ・児童福祉や子ども・子育て支援に関心をお持ちの方
 ただし、次に該当する方は応募できません。
 - (1)応募日現在、本市の協議会や審議会などの委員になっている方
 - (2)市職員および市議会議員

- ▶募集人数 2人
- ▶任期 委嘱の日から2年間
- ▶開催回数 年4回程度
- ▶応募方法 住所、氏名、年齢、性別、電話番号、勤務先(または学校名)、本市の児童福祉や子ども・子育て支援についての考え(800字程度)を記載した書類(様式自由)を、6月30日(金)(必着)までに持参または郵送により提出してください。
【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市子ども未来課
- ▶選考結果 書類選考の上決定し、結果は応募者全員に通知します。
- ▶問い合わせ 同課子ども・子育てグループ(内線293)

特定健康診査・後期高齢者健康診査が始まります

生活習慣病の発症や重症化を予防するための健診です。生活習慣病は、自覚症状なく進行し、脳梗塞や心筋梗塞などを突然発症して重篤になることもあります。年1回の健診で自分の体を知り、健康寿命を延ばしましょう。

- ▶受診期間 6月1日(木)～令和6年2月29日(木)
- ▶場所 市内指定医療機関(詳細は受診券に同封のパンフレットを参照)
- ▶対象

健診名	対象	自己負担額
特定健康診査	令和5年4月1日までに「行田市国民健康保険の加入手続き」をされた40～74歳の方	無料
後期高齢者健康診査	埼玉県後期高齢者医療制度にご加入の方	無料

※健診の結果に応じて医師により治療が必要と判断された場合、治療にかかる費用は自己負担となります。

- ▶その他
 - ・特定健康診査・後期高齢者健康診査と市の助成を受ける人間ドック(併診ドック)の両方を受検することはできません。
 - ・今年度内に75歳になる方は、特定健康診査は75歳の誕生日の前日までしか受診できません。75歳の誕生日以降は後期高齢者健康診査を受診してください。
- ▶申し込み 市内の実施医療機関へ予約し、被保険者証と受診券を持参の上受診してください。なお、受診券が届かない場合や、4月2日以降に行田市国民健康保険に加入手続きをした方で特定健診の受診を希望される方は、保険年金課へご連絡ください。
- ▶問い合わせ 特定健康診査については同課国保グループ(内線271・272・273)、後期高齢者健康診査については同課医療年金グループ(内線227)

生活習慣病重症化予防対策に基づく「糖尿病性腎症重症化予防対策事業」を実施します

市では、国民健康保険に加入されている方を対象に、医療機関受診状況(レセプトデータ)や特定健康診査の結果などから生活習慣病の重症化を予防するために糖尿病性腎症重症化予防対策事業を実施しています。対象者には案内を送付しますので、ぜひご活用ください。

なお、本事業は、県と埼玉県国民健康保険団体連合会の共同で実施しています。事業内容は、次のとおりです。

保健指導(委託先:株式会社フィッツプラス)

- ▶対象 現在、糖尿病で治療中の方
- ▶内容 食事や運動など、生活習慣を改善するための相談支援です。かかりつけ医と相談の上、ぜひご参加ください。

保健指導継続プログラム(委託先:株式会社フィッツプラス)

- ▶対象 令和2～4年度に本事業の6カ月間の保健指導プログラムを修了された方
- ▶内容 引き続き生活改善の相談支援を実施します。
※対象となる方には、委託先の「株式会社フィッツプラス」から電話による参加の案内(☎0120-499-117)を実施しますのでご理解とご協力をお願いします。

受診案内(委託先:日本システム技術株式会社)

- ▶対象 糖尿病の治療が必要な方や治療を中断されている方
- ▶内容 医療機関への受診案内を送付しています。案内が届いた方は、医療機関へ受診をお願いします。
※受診案内が届いた方にはサポートセンター(☎0120-77-0092)を開設しています。ご活用ください。
- ▶問い合わせ 保険年金課国保グループ(内線271・272・273)